

鶴田町お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 TEL22-2111 内線261

第2弾鶴田町商店等支援臨時給付金のお知らせ

(支給対象となる事業者を拡大して募集します!!)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている、鶴田町の商店等の事業者を対象に事業の持続、継続につなげることを目的とし給付金を支給いたします。

※令和3年3月に実施した鶴田町商店等支援臨時給付金を受給された事業者は対象外となります。

●給付金対象者

1. 鶴田町内に店舗を有する事業者であること。
2. 主たる事業（令和元年の売上げが最も多い）が下記業種に記載する事業者であること。
3. 当該事業において、令和元年および令和2年中に売上げ実績のある事業者であること。
4. 給付金受領後も事業活動を続ける意欲のある事業者であること。
5. 該当する事業の年間売上げが、令和元年と令和2年と比較し**10%以上減少**していること。
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
7. 法令および公序良俗に反していないこと。
8. 町税等滞納のないこと。
9. 鶴田町商店等支援臨時給付金（第1弾）を受給していないこと。



●対象業種

道路旅客運送業、宿泊業、飲食店、宅配飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、食品小売業、身の回り品小売業、その他の小売業、サービス業

※対象業種の詳細は、下記までご連絡ください。

※鶴田町商店等支援臨時給付金（第1弾）の対象業種に、新しく食品小売業（米穀類小売店など）、身の回り品小売業（寝具店、靴店）、その他の小売業（金物店、ストーブ店）、サービス業（写真現像・焼付業、警備業）を追加しました。

※ただし、スーパー、コンビニ、移動可能な販売店、ネット販売のみの事業者は対象外となります。

●給付額は**売上減少率に応じて**個人事業主の場合は上限30万円、法人事業主の場合は上限40万円を支給します。

●給付金の支給額、申請方法等は、役場企画観光課、商工会窓口で配布しているチラシか役場ホームページをご確認ください。

●申請期限 令和3年9月30日(木)

●受付場所 役場2階 企画観光課

●問い合わせ先 企画観光課 観光班 (内線264・265)

鶴田本町「夕鶴まつり」開催中止のお知らせ

今年度の鶴田本町「夕鶴まつり」は、新型コロナウイルス感染予防と拡大防止の観点から中止とさせていただきます。開催を楽しみにされていた皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。 ●問い合わせ先 鶴田町本町通り商店街振興会（商工会内） ☎22-3414

—新型コロナウイルス感染症対策について—

町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただきありがとうございます。

—県知事メッセージの内容—

1. 緊急事態宣言の対象地域およびまん延防止等重点措置の実施区域との不要不急の往来を控えるようお願いします。
2. 基本的な感染防止対策を継続しましょう。
3. 普段一緒にいない人との接触はできるだけ避けましょう。
4. 風邪症状などがみられたら、「休みを取る・取らせる」ことを徹底しましょう。

◎お互いを守り合う気持ちで、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

鶴田町奨学生を募集します

《教育委員会》

町では、人材育成を図るため、鶴田町民のお子さんが高等学校や高等専門学校、短期大学、大学、大学院などに入学予定および在学中の学生で、経済的な理由により修学が困難な方を対象に、奨学金を貸与しております。

希望される方は、教育委員会学務総務班へお申し込みください。

※所得額等により貸与が受けられないこともあります。

●所得制限

世帯所得金額 五五〇万円
(世帯員五人以上の場合)は六五〇万円

※新型コロナウイルス特例期間

世帯所得金額 六〇〇万円

(世帯員五人以上の場合)は七〇〇万円

●貸与額

月額四万円以内

(高等学校は、二万円以内)

※新型コロナウイルス特例期間

月額五万円以内

(高等学校は、二万円以内)

●利息 無利息

●償還期間 九年以内

●必要書類

(本人)
奨学生願書・推薦調書・合格通知書

(世帯)
所得証明書・納税証明書(連帯保証人)

印鑑証明書・所得証明書・納税証明書

●問い合わせ・申込先

教育委員会 学務総務班
(内線214)

国民健康保険証が郵送されます

《健康保険課》

現在お使いの国民健康保険証は、令和三年七月三十一日が有効期限となっております。八月一日からは新しい国民健康保険証となります。新しい保険証は、七月下旬に簡易書留で住所地に郵送されますので、到着後は新しい保険証により医療機関などで受診してください。

なお、旧保険証はご自身で破棄してください。

※保険税の滞納がある方には郵送されませんので、七月二十日(火)以降に現在使用している保険証を持参して、健康保険課⑤番窓口へおいでください。

※住民票に記載の住所地を、長期入院や出稼ぎなどで留守にする場合は、郵便局にて「転送届」の手続きをされるようお勧めいたします。役場で直接受け取りたい方は、七月二日(金)までに電話などでお申し込みください。

※郵送で受け取ることができなかつた方は、八月二日(月)以降に現在使用している保険証と印鑑(代理人

の場合)は受け取りに来る方の印鑑)を持参して、健康保険課⑤番窓口へおいでください。

※七十歳以上の方には「保険証兼高齢受給者証」を郵送します。また、新たに七十歳になる方には、誕生月の末日までを有効期限とした「保険証」を郵送します。その後、誕生月に「保険証兼高齢受給者証」交付についての通知を郵送します。

●問い合わせ先

健康保険課 国保介護班
(内線144)

農道補修の申請を受け付けます

《建設整備課》

町では、今年も農道補修(敷砂利)事業を行います。実施時期は七月後半から八月末頃までの予定で、実施方法は現物(砂利など)支給とし、各申請団体の実施数量に応じた負担額について、町が一部助成いたします。

ただし、多面的機能支払交付金で農地維持支払を受ける団体は本事業に申し込むことはできません。

なお、過去三年間に補修事業を実施した団体には、申請書類一式を送付しますが、新たに希望する団体は、建設整備課土木班へお知らせください。

●受付期限 七月二十三日(金)

●問い合わせ・申込先
建設整備課 土木班
(内線288)

鶴田町身体および知的障害者相談員について

《町民生活課》

今年も福祉関係などに関する相談に応じますので、お知らせします。

●身体障害者相談員

小坂 清弘(沖)

山田 豊実(山道)

●知的障害者相談員

月永 進(鶴泊)

●問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班
(内線164)

鶴田町子育て支援センターのお知らせ

《鶴田町子育て支援センター》

鶴田町子育て支援センターでは、次のとおり保育体験、子育て相談などを実施します。なお、お気軽にご利用ください。新型コロナウイルス感染症予防を徹底しながら、また、感染状況を見ながら実施しております。お問い合わせのうえ、ご利用ください。

●保育体験

●妊婦・乳児(0歳児)親子保育体験(離乳食体験なし)

▽日時
七月二十日(火)、八月十七日(火)、九月二十一日(火)
午前九時三十分～十一時

●幼児(1～5歳児)親子保育体験(給食体験なし)

▽日時

休日を除く毎日
午前九時三十分～十一時三十分
※いずれも必ず予約をしてください。

●子育て相談日

▽日時

七月二十四日(土)、八月二十八日(土)、九月二十五日(土)
午前十時～十二時、午後一時～三時
※内容によっては、専門の先生が対応します。

●親子リフレッシュタイム

▽日時・場所

七月七日(水)、八月四日(水)
九月十日(金)
午前十時～十一時三十分
鶴遊館(栄養指導室)

▽内容

七月：七夕の飾りを作ろう
八月：おり紙で金魚ねぶたを作ろう
九月：しゃぼん玉で遊ぼう

※0歳児から入学前の子まで、どなたでも親子で参加できます。※予約制ではありません。

●ふれあい体験(小中高生・大人)

▽日時 毎週土曜日

午前九時～午前中
右記以外にも相談に応じます。

▽場所 つるた乳幼児園

▽募集人員 一日三名(予約制)
▽内容
子どもたちと遊んだり、生活援助(おむつ交換、授乳、食事の

世話などを体験する。
※遊べる服装でおいでください。
●問い合わせ・申込先
鶴田町子育て支援センター
(つるた乳幼児園内)
☎22-3765

「第二十九回青森県民駅伝競走大会」鶴田町代表候補選手募集

令和三年九月五日(日)に開催される第二十九回青森県民駅伝競走大会に出場する鶴田町代表候補選手を募集します。自薦他薦は問いません。
●応募資格
町内に在住・在勤されている方(ただし、他市町村に居住している中学生・高校生・大学生は、保護者の方が町内に居住していること)

●応募方法
教育委員会社会教育班へ電話連絡または直接窓口でお申し込みください(目安となる記録があればご持参ください)。
●選考方法
合同練習会での状況などを参考に八月までに決定します。

●問い合わせ・申込先
教育委員会 社会教育班
(内線215)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

- 【支給対象者】
次の①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)
- ① 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満)を養育する父母等
※平成15年4月2日から令和3年3月31日生まれの児童(障害児は平成13年4月2日生まれ以降)
※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた児童も対象になります。
 - ② 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- 【支給額】児童1人当たり一律5万円
【支給手続き】
(1) 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方(公務員を除く)は申請不要です。対象となる方には「給付に関するお知らせ」を送付しました。
(2) 上記(1)以外の方(例:高校生のみ養育している方、収入が急変した方、公務員など)は申請が必要です。
【申請期限】令和4年2月28日(月)
【問い合わせ・申請先】町民生活課 福祉支援班(内線161)

国民健康保険税の税率を引き下げします

健診受診や生活習慣の改善など健康づくりの効果により、医療費が抑えられたため、令和3年度から国民健康保険税率を全体で約10%引き下げします。加入者の皆様のご理解をお願いします。

令和3年度国民健康保険税 税率・税額

区分	所得割率 「(国保加入者の所得-基礎控除額)×税率」	資産割率 「国保加入者の固定資産税×税率」	平等割額 「1世帯×額」	均等割額 「被保険者数×額」
医療分	8.3%	14%	10,800円	27,600円
後期高齢者支援分	2.3%	10%	7,200円	7,200円
介護分	2.4%	10%	8,400円	8,400円

- 改正点
- ・医療分 資産割率 43% → 14% (△29%)
平等割額 21,600円 → 10,800円 (△10,800円)
 - ・介護分 資産割率 14% → 10% (△4%)
- ※今回の改正により、一人あたりの税額は10,000円程度引き下げとなります。(引き下げ額はあくまで平均ですので、資産や所得などによって違いがでます。)
- 国民健康保険税には、上限(課税限度額)が定められています。令和3年度の課税限度額は、医療分63万円、後期高齢者支援分19万円、介護分17万円です。計99万円となっています。
- 問い合わせ先 税務会計課 税務相談班(内線122) 健康保険課 国保介護班(内線142)

7月1日から「第71回 社会を明るくする運動」が始まります。

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。71回目を迎える今年は「#生きづらさを、生きていく。」をテーマのもと開始されます。鶴田町保護司会では、スーパーストア敷地内(国道339号バイパス沿い)に「啓発のぼり旗設置」を行います。



新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ

●現在、65歳未満の「基礎疾患を有する方と高齢者施設等の従事者」の予約受付を開始しています。年齢区分ごとに予約開始日を設定していますので、詳しくは6月15日配布のチラシをご覧ください。

※基礎疾患に該当するかわからない場合は、ご予約前にかかりつけ医等にご確認ください。

●すでにワクチン接種の予約をされている方へ

- ・ワクチンは1バイアル（瓶）から6人接種でき、開封後早めに使い切らなければなりません。
- ・キャンセルされる時は、早めの連絡をお願いします。
予約・相談専用電話 0173-22-6001
- ・万一、急なキャンセルが出た時は、廃棄せず有効活用するため、個別接種を行う病院や集団接種を行う豊明館の従事者、また保育所や放課後児童クラブ等の従事者に接種させていただきますので、ご理解くださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について

○人との距離や換気を心がけましょう。

○手洗い・マスクの着用などを徹底しましょう。

○一人ひとりの行動が感染防止につながりますので、ご協力をお願いします。

《感染について心配な方》・厚生労働省電話相談窓口	TEL 0120-565653
・受診・相談センター（五所川原保健所）	TEL 0173-34-2108
《健康面・予防方法について心配な方》・県コールセンター	TEL 0120-123-801
・役場 健康保険課	TEL 22-2111

各種行事 開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、7月は以下の行事を中止とさせていただきます。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

○健康運動教室 ○介護予防事業に関する各種教室等（ヨガ、フラダンス、ココリラ体操など）

<問い合わせ先> 健康保険課 国保介護班（内線 143）

「傾聴サロン」でほっこり、すっきりしませんか

鶴田町傾聴ボランティア養成講座修了生による「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。お話した内容の秘密は厳守します。安心してお越しください。

※会場内の換気、人と人との適切な間隔確保、来場者の検温や体調確認、従事者のマスク着用、手洗い・手指消毒の徹底など感染症対策に留意した上で開催します。

★日 時：7月5日（月）、19日（月）午後1時～3時 ★場 所：鶴遊館 栄養指導室



～新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い～

◎当日及び過去2週間以内に、本人または同居する方において、下記のいずれかに該当する場合は参加を控えてくださるようお願いいたします。

1. 37.5℃以上の発熱や咳などの風邪症状、だるさ（体調不良）がある場合
2. 県外との往来がある場合または新型コロナウイルス感染者及びその疑いがある方との接触がある場合

◎来場する際は、マスクを着用してくださるようご協力をお願いいたします。

集団婦人健診のお知らせ（6/27～6/29、7/14～7/17の計7日間実施）

6月27日（日）から、子宮頸がん・卵巣がん検診および乳がん検診が始まりました。

今年度対象で、まだ申し込んでいない方、申し込みを忘れていた方は、今からでも間に合います。

また、申込書に「受けない」と記入して提出された方も変更可能です。ぜひご連絡ください。